令和８年度

通常総会

開催日 令和８年５月１９日（火曜日）

広川町商工会女性部

誓 い の 言 葉

１．わたしたち商工会女性部は、女性の特性をいかし、地域振興発展の良き協力者であるとともに、推進者となる。

１．わたしたち商工会女性部は、商工女性の使命感に徹し、組織活性化の原動力となる。

１．わたしたち商工会女性部は、社会一般の福祉の増進に務め、豊かなまちづくりの担い手となる。

令和８年度広川町商工会女性部通常総会

次　　第

１．開　　会

２．部長挨拶

３．来賓挨拶

４．議　　案

第１号議案　令和７年度事業報告書並びに収支決算書の承認について

監 査 報 告

第２号議案　令和８年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の決定について

５．そ の 他

６．情報懇談

第１号議案

令和７度年事業報告書並びに収支決算書の承認について

令和７年度事業報告書並びに収支決算書を次のとおり提出する 。

令和８年５月１９日

広川町商工会女性部
部長　久　徳　チカ子

令和７年度事業報告書

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月３１日

広川町商工会女性部

我が国の経済は、他国のいざこざに巻き込まれるかたちとなり、原油の輸入が難しくなったことや、原材料の高騰に伴う商品・サービスの値上げ、そしてガソリン代をはじめとした水道光熱費の負担増などで、本当に混沌とした状況になってしまいました。

とくに地方では、人口減少による地域商圏の消費力の低下が進み、地域の消費を支えている中小・小規模事業者が、たとえ売上が上がっても利益は目減りしてしまい、自分たちの負担ばかりが大きくなるような、厳しい経営状況に追い込まれてしまいました。

こうした中で、経営者であり、また経営者の良き協力者でもある私たち商工女性は、事業の終わりを迎えさせないように、どうすれば経営を持続させていけるのかを必死に模索してきました。同時に、和歌山県や広川町などの行政機関の取り組みにもできる限り協力しながら、少しでも地域に活力を取り戻したいという思いで、組織として粛々と事業を進めてまいりました。

なお、私たちが実施してきた事業の内容は、次のとおりです。

１．部員数　３２名（令和８年３月３１日現在）

２．役員　　部　長　　１人
副部長　　２人
常任委員　６人
監査委員　２人

部　　長	久　徳　チカ子
副 部 長	勝　田　理　加
〃	吉　田　朋　子
常任委員	石　原　敦　子
〃	木　下　まゆみ
〃	松　林　直　美
〃	佐　原　喜　世
〃	山　﨑　賀　世
〃	藪　田　みゆき
監査委員	梅　谷　美津世
〃	髙　野　泰　子

３．事業実施の概要

開催日			事業内容	場　　所	参加者
４	１０	木	和歌山県商工会女性部連合会第１回役員会	和歌山市　和歌山城ホール	部長
４	１６	水	広川町商工会女性部会計監査	広川町商工会　２Ｆ会議室	監事

開催日			事業内容	場　　所	参加者
４	16	水	広川町商工会女性部第１回役員会 （１）通常総会に提出する議案について 第１号議案 令和６年度事業報告書並びに収支決算書の承認について 第２号議案 令和７年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の決定について 第３号議案 任期満了に係る役員の改選について （２）その他	広川町商工会 ２Ｆ会議室	役員 １１名
４	23	水	広川町商工会女性部通常総会 第１号議案 令和６年度事業報告書並びに収支決算書の承認について 監査報告 第２号議案 令和７年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の決定について 第３号議案 任期満了に伴う役員の改選について その他	広川町商工会 ２Ｆ会議室	部員 １７名

開催日			事業内容	場　　所	参加者
４	24	木	和歌山県商工会女性部連合会通常総会及び資質向上研修会 〈研修〉 「きいちゃんの災害避難ゲーム～みんなで協力して避難所運営をしよう～」 出張！減災教室(委託事業者)　株式会社貴志 通常総会 議案第１号 　令和６年度事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表の承認について 　監査報告 議案第２号 　令和７年度会費の賦課及び徴収方法(案)の決定について 議案第３号 　令和７年度事業計画及び収支予算(案)の決定について 議案第４号 　任期満了に伴う役員の改選について	和歌山市　ダイワロイネット和歌山	新旧部長

開催日			事業内容	場　　所	参加者
5	29	木	有田郡商工会女性部連絡協議会第１回部長会議 ・通常総会の開催について ・通常総会に提出する議案について ・その他	有田川町商工会	新旧部長
6	23	月	有田郡商工会女性部連絡協議会通常総会 第一号議案 　令和６年度事業報告書並びに収支決算書の承認について 第二号議案 　令和７年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の決定について 第三号議案 　任期満了に伴う役員の改選について	有田川町商工会	新旧部長、副部長
7	15	火	広川町商工会女性部第２回役員会 （１）令和７年度研修事業について （２）商工祭にかかる出店品目について ①盲導犬育成事業 ②チャリティバザー （３）その他	広川町商工会 ２Ｆ会議室	役員 １１名

開催日			事業内容	場　　所	参加者
7	16 17	水 木	女性部主張発表和歌山県大会並びに第52回商工女性学校 〈主張発表県大会〉 和歌山県内各ブロックの代表による主張発表 〈研修〉 「白浜、湯治の町を守る！」～椿温泉湯治文化を未来へ～ 旅館しらさぎ 　女将　熊野幸代　氏 〈研修〉 「１本のナイフで彩りあるカットフルーツをアレンジ」 Ｆｒｕｉｔｓ　Ｍｕｃｈａ　新谷睦子　氏	白浜町 SHIRAHAMA KEY TERRACE HOTEL SEAMORE	正副部長
9	4 5	木 金	近畿ブロック商工会女性部主張発表大会・交流会 　各府県代表７名より主張発表 〔研修〕 「顧客と社員を魅了するウェルビーイング経営について　～美意識と共感、笑顔で市場を開拓する～」 講師：株式会社ディヴォーション代表取締役 　葭　範夫　氏	大阪市　シェラトン都ホテル大阪	

開催日			事業内容	場　　所	参加者
９	９	火	有田郡商工会女性部連絡協議会「交通安全セミナー」 　道路交通法の改正ポイントや安全運転の心得など 有田湯浅警察署 　交通課長楠間慎也氏	湯浅町 　湯浅えき蔵	部員 ８名
９	16	火	広川町商工会女性部正副部長会議 商工祭について 今後の事業について	広川町商工会 　１Ｆ会議室	正副部長
10	８	水	広川町商工会女性部視察研修 藍染計良（体験） 　Ａ班手ぬぐいの藍染 　Ｂ班エコバッグ藍染 そばと農園 和わく 株式会社龍神マッシュ プリッとした美味しい椎茸狩りを体験	龍神村　藍染計良、㈱龍神マッシュ	部員 １１名

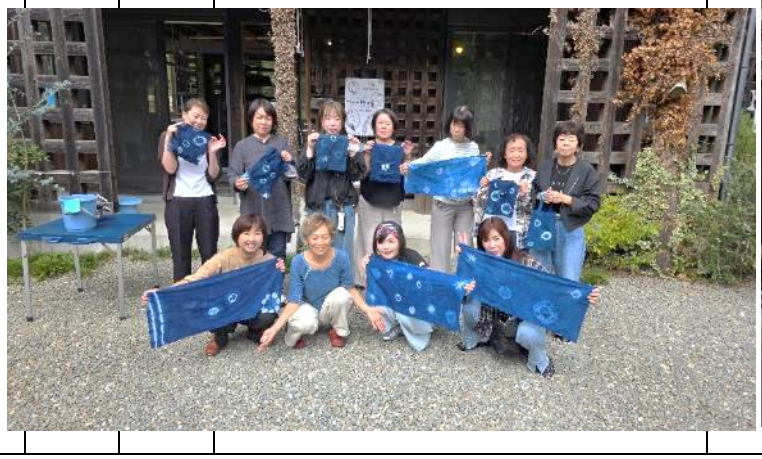



開催日			事業内容	場　　所	参加者
10	14	火	商工会女性部全国代表者会議（福井大会）	福井県　サンドーム福井	
10	22	水	広川町商工会女性部第３回役員会 （１）商工祭に係る女性部事業について （２）今後の事業について （３）その他	広川町商工会 ２Ｆ会議室	役員 １１名
11	2	日	広川町商工会商工祭 ・盲導犬ＰＲ 引退盲導犬９匹 ・募金活動 盲導犬育成募金 ・チャリティーバザーの実施 フライドポテト サツマスティック 牛肉コロッケ ペットボトル飲料  		

開催日			事業内容	場　　所	参加者
11	2	日	  		
1	17	土	広川町商工会女性部新年親睦会	広川町　うどん・そば・鍋処つかさ	部員 １０名

令和７年度 収 支 決 算 書

自 令和７年４月 １日
至 令和８年３月３１日

広川町商工会女性部

収入の部　　(単位：円)

科目 分類	科目 細分類	予算額	決算額	対比増減（減は△）	備考	
経常収入		597,000	501,900	△ 95,100		
	部費	62,000	64,000	2,000	３２名	
	助成金	180,000	180,000	0	青年・女性対策費	180,000
	賦課金収入	355,000	257,900	△ 97,100	総会懇親会	17,000
					商工祭売上	130,900
					視察研修参加費	60,000
					新年会参加費	50,000
臨時収入		82,592	73,689	△ 8,903		
	寄付金収入	10,000	10,000	0		
	雑収入	72,592	63,689	△ 8,903	盲導犬募金	63,255
					普通預金利息	434
前期繰越収支差額		120,408	120,408	0		
	前期繰越収支差額	120,408	120,408	0		
合計		800,000	695,997	△ 104,003		

支出の部

科目 分類	科目 細分類	予算額	決算額	対比増減（減は△）	備考	
事業費		380,000	217,766	△ 162,234		
	組織強化対策費	10,000	0	△ 10,000		
	振興事業費	150,000	74,508	△ 75,492		
	研修事業費	200,000	80,003	△ 119,997		
	講習会開催費	10,000	0	△ 10,000		
	奉仕活動費	10,000	63,255	53,255	盲導犬募金	
管理費		350,000	250,920	△ 99,080		
	会議費	50,000	106,230	56,230	役員会	4,080
					通常総会	37,400
					新年会	64,750
	旅費	180,000	23,080	△ 156,920	県女連総会、研修	6,280
					県主張発表大会	16,800
	事務費	50,000	48,030	△ 1,970	切手、はがき代	
	負担金	50,000	43,600	△ 6,400	県女連　会費	35,500
					郡女連　会費	8,100
	渉外費	10,000	18,100	8,100		
	雑費	10,000	11,880	1,880	女性部手帳	
予備費		70,000	0	△ 70,000		
	予備費	70,000	0	△ 70,000		
次期繰越収支差額		0	227,311	227,311		
	次期繰越収支差額	0	227,311	227,311		
合計		800,000	695,997	△ 104,003		

令和８年度監査報告書

令和８年５月１９日

広川町商工会女性部

部長　久　徳　チカ子　様

令和８年５月８日部長から提出された令和７年度事業報告書、収支決算書及び証拠書類の各事項について監査したところ、その内容は適切なものと認めます。

監事　梅谷　美津世

監事　高野　泰子

第２号議案

令和８年度事業計画並びに収支予算の決定について

令和８年度事業計画（案）並びに収支予算（案）を次のとおり提出する 。

令和８年５月１９日

広川町商工会女性部
部長　久　徳　チカ子

令和８年度事業計画（案）

広川町商工会女性部

自　令和８年４月　１日
至　令和９年３月３１日

１．基本方針

我が国は、付加価値のある良きモノと安さが売りである薄利多売のモノに消費者は集中し、今までのような経営では活動を続けるのが難しくなり、消費者はポイント付与などの更なるサービスに流れつつあります。

しかし、商工会地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、これまで積み重ねてきた課題が重なり、経営者ご自身の高齢化や後継者難、原材料の高騰と商品値上げ、さらには他国の戦争介入の影響などに振り回され、利益が減少している状況にあります。

そんな中でも、消費者が求めるモノを提供しなければ経営を安定させることは難しく、私たちは知恵を出し合い、協力し合いながら前へ進んでいく必要があります。

こうした状況の中、私たち商工女性の力で、地域が持続的に元気になる経済をつくります。知性と感性を活かし、後継者育成・デジタル化・顧客サービスの付加価値向上を通じて、商工会地域の中小企業と小規模事業者をしっかりと支え合います。

そのため、商工女性として持てる力を知性発揮し、地域に貢献する女性部として積極的に事業を展開します。

２．事　業

（１）研修活動

商工女性として必要な経営知識の習得と資質の向上を図るため、研修会、研究会に参加する。

① 和歌山県商工会女性部資質向上研修会への参加
日時　令和８年　４月２２日（水）
場所　和歌山市　ダイワロイネットホテル和歌山

② 女性部主張発表和歌山県大会及び第５３回商工女性学校への参加
日時　令和８年　７月　１日（水）～　２日（木）
場所　白浜町　「HOTEL SEAMORE」

③ 近畿ブロック商工会女性部交流会及び主張発表近畿大会への参加協力
日時　令和８年　８月２７日（木）～２８日（金）
場所　福井県福井市「福井商工会議所」

④ 広川町商工会女性部視察研修の開催
場所　和歌山県田辺市本宮町　本宮大社他

⑤ 有田郡商工会女性部連絡協議会事業への参加

⑥ 商工会青年部・女性部全国組織化６０周年記念大会及び和歌山県商工会女性部連合会視察研修への参加
日時　令和８年１０月２７日（火）～２８日（水）
場所　東京都千代田区「東京国際フォーラム」

（２）広報及び意見活動

部員に対しての情報提供、意識調査や消費者ニーズの調査を行うと共にその成果に基づき関係機関に具申を行う。

（３）地域活動

地域経済活性化のため消費者懇談会の開催、女性団

体との連携、地元観光資源の保全、宣伝活動推進。

（４）生活・地域振興活動

住みよい地域づくりをめざして、日本遺産や稲むらの火まつり、広川町ふるさとまつりなどの地域振興への協力、健康づくり、体力づくりの活動。

（５）奉仕活動

地域社会の魅力づくり実現のため地域の美化運動、イベントの開催、交通安全運動、献血運動並びに社会福祉施設への慰問。

（６）広川町商工会事業への参加

商工会が行う各行事、講演会に積極的に参加する。

① 商工祭　令和８年１１月　１日（日曜日）

② 講演会セミナー等

（７）他町村女性部との交流、連携を図る。

（８）組織強化のため部員の増強を図り、部員相互の親睦を深める事業を行う。

（９）関係団体と協調し社会福祉に寄与する事業を行う。

（10）盲導犬育成事業の協力と推進。

３．会議等

（１）総会

（２）理事会・役員会

（３）監事会

（４）正副部長会

（５）その他の会議

令和８年度 収 支 予 算 (案)

自 令和８年４月 １日
至 令和９年３月３１日

広川町商工会女性部

収入の部　　(単位：円)

科目 分類	科目 細分類	本年度予算額	前年度予算額	対比増減（減は△）	備考
１ 経 常 収 入		495,000	597,000	△ 102,000	
	１ 会 費	60,000	62,000	△ 2,000	30名
	２ 助 成 金	180,000	180,000	0	青年・女性対策費
	３ 賦 課 金 収 入	255,000	355,000	△ 100,000	総会懇親会費 商工祭売上 視察研修参加費
２ 臨 時 収 入		77,689	82,592	△ 4,903	
	１ 寄 付 金 収 入	10,000	10,000	0	
	２ 雑 収 入	67,689	72,592	△ 4,903	盲導犬積立金
３ 前期繰越収支差額		227,311	120,408	106,903	
	１ 前期繰越収支差額	227,311	120,408	106,903	
合 計		800,000	800,000	0	

支出の部

科目 分類	科目 細分類	本年度予算額	前年度予算額	対比増減（減は△）	備考
１ 事 業 費		380,000	380,000	0	
	１ 組織強化対策費	10,000	10,000	0	
	２ 振 興 事 業 費	150,000	150,000	0	
	３ 研 修 事 業 費	200,000	200,000	0	視察研修他
	４ 講 習 会 開 催 費	10,000	10,000	0	
	５ 奉 仕 活 動 費	10,000	10,000	0	
２ 管 理 費		350,000	350,000	0	
	１ 会 議 費	50,000	50,000	0	総会・役員会
	２ 旅 費	180,000	180,000	0	県女連総会・研修 商工女性学校 近畿ブロック交流会 代表者会議
	３ 事 務 費	50,000	50,000	0	
	４ 負 担 金	50,000	50,000	0	県女性連会費 郡女性連会費
	５ 渉 外 費	10,000	10,000	0	
	６ 雑 費	10,000	10,000	0	
３ 予 備 費		70,000	70,000	0	
	１ 予 備 費	70,000	70,000	0	
合 計		800,000	800,000	0	

女　性　部　員　名　簿

令和８年５月１日　（敬称略）

No		氏　　名	事業所名
1	部　　長	久　徳　チカ子	㈱クドク鉄工所
2	副 部 長	勝　田　理　加	勝田鈑金工作所
3	〃	吉　田　朋　子	吉田水道サービス
4	常任委員	石　原　敦　子	石原商店
5	〃	木　下　まゆみ	木下商店
6	〃	松　林　直　美	松林自動車
7	〃	佐　原　喜　世	㈱ワカノ
8	〃	山　﨑　賀　世	山﨑建設
9	〃	藪　田　みゆき	二沢造園
10	監　　事	梅　谷　美津世	ヘアーサロン梅谷
11	〃	髙　野　泰　子	高野モータース
12	部　　員	若　野　八代子	㈱ワカノ
13	〃	竹　中　とし子	竹中水道設備
14	〃	溝　畑　きみえ	㈱溝畑組
15	〃	浦　　芙美代	中央工業㈱
16	〃	若　野　弥　生	㈱ワカノ
17	〃	橘　　加壽子	たちばな薬局
18	〃	中　山　晶　子	中山モータース
19	〃	東　　智　子	㈱ひがし電器
20	〃	花　野　　薫	㈱マルハ石油
21	〃	谷　口　まゆみ	谷口建築
22	〃	竹　中　知佐子	うどん・そば・鍋処つかさ
23	〃	寺　井　仁　子	うちごはん仁
24	〃	東　谷　美　希	東谷社会保険労務士事務所
25	〃	滝　川　晴　美	㈲滝川組
26	〃	和　田　由　季	あるるワダ
27	〃	竹　中　千　絵	竹中水道設備
28	〃	澳　　悦　子	フレッシュ衣料おき
29	〃	鯨　　幸　子	kohora hair
30	〃	小　原　真由美	株式会社丸石造園土木
31	〃	内　芝　侑里奈	ニコブー

女性部運営規約

（目的）
第１条　この規定は、広川町商工会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、広川町商工会女性部の円滑な運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。
（設置）
第２条　本会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。
（事業）
第３条　本女性部は、次に掲げる事業を行う。
⑴　研修活動に関すること
⑵　広報及び意見活動に関すること
⑶　地域活動に関すること
⑷　生活改善活動に関すること
⑸　社会一般の福祉の増進に関すること
⑹　前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと
（部員の資格）
第４条　女性部員たる資格を有する者は、本会の会員たる商工業者（法人にあっては、その役員）若しくはその配偶者又は本会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、女子とする。
２　前項の規定にかかわらず、本女性部の事業の円滑な推進のために必要であるとして、常任委員会が特に承認した場合は、部員となることができる。
（加入）
第５条　部員たる資格を有する者で本女性部に加入しようとする者は、様式１による加入申込書を提出して、常任委員会の承諾を受けなければならない。
２　前項の加入申込者については、常任委員会が加入を承諾した場合は、様式２による加入承諾書をもって、加入申込者に通知するものとする。

３　前項の規定により承諾の通知を受けた者は、所定の部会費を納入したときに本女性部の部員となる。

（議決権）
第６条　部員は、各々１個の議決権を有する。
２　部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は他の部員でなければならない。
３　前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。
４　前項の規定により代理権を行使する者は、出席者とみなす。
５　第２項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を部に提出しなければならない。
（部会費）
第７条　部員は、部会費を納入しなければならない。
２　前項の部会費の額及びその払込の方法並びに納期は、部員総会の議決を経て別に定める。
（脱退）
第８条　部員は、次の場合には、脱退する。
⑴　部員たる資格を喪失した場合
⑵　死亡した場合
⑶　除名された場合
２　前項の場合のほか脱退しようとする部員は、様式３による脱退予告書を提出して脱退することができる。
（役員）
第９条　本女性部に、次の役員を置く。
⑴　部長　　１人
⑵　副部長　　２人
⑶　常任委員　　若干名
⑷　監査委員　　若干名
（役員の職務）
第１０条　部長は、本女性部を代表し、部を総理する。
２　副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長が事故あるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。
３　常任委員は、部長及び副部長を補佐し、部の運営に従事する。
４　監査委員は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。
（役員の任免）
第１１条　役員は、部員総会において部員の互選により選任し、又は解任

するものとする。
（役員の任期）
第１２条　役員の任期は、２年とする。
２　役員は、再任されることができる。
３　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
４　補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（顧問及び相談役）
第１３条　本女性部に、顧問及び相談役を置くことができる。
２　顧問及び相談役は、常任委員会の同意を得て部長がこれを委嘱する。
３　顧問及び相談役は、常任委員会に出席して意見を述べることができる。
（部員総会）
第１４条　部員総会は、通常部員総会及び臨時部員総会の２種とし、部長が招集する。
２　通常部員総会は、毎年１回開催することとし、臨時部員総会は、部長が必要と認めたときに開催する。
３　部員総会は、部員の２分の１以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
４　部員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　部員総会の招集は、各部員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。
６　部員総会の議長は、出席した部員の中から互選する。
７　部長は、部員総会の内容及び結果を会長に報告しなければならない。
（部員総会の決議事項）
第１５条　この規約で別に定めるもののほか、次の事項は部員総会の議決を経なければならない。
⑴　事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること
⑵　事業報告及び収支決算の承認に関すること
（常任委員会）
第１６条　本女性部に、常任委員会を置く。
２　常任委員会は、部長、副部長及び常任委員の全員をもって組織する。
３　常任委員会は、部長が招集する。
４　常任委員会の招集は、各役員（監査委員を除く。以下本条において同じ。）に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

５　常任委員会の議長は、部長をもってあてる。
６　常任委員会における各役員の議決権は、各々１個とする。
７　第１４条第３項及び第４項の規定は、常任委員会について準用する。
（常任委員会の決議事項）
第１７条　次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。
⑴　部員総会に提案すべき事項
⑵　その他本女性部の業務の執行に関し重要な事項
（事業年度）
第１８条　本女性部の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。
（旅費規程の適用）
第１９条　部員が部の用務のために出張する場合に支給する旅費に関しては、本会の旅費規程を適用する。
（規約の変更）
第２０条　この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。
（補則）
第２１条　この規約に定めるもののほか、女性部の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。